

電気通信大学次世代AI人材育成プログラム実施要項

制定 令和6年6月21日要項第4号

(趣旨)

第1条 この要項は、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）が行う「次世代AI人材育成プログラム（博士後期課程学生支援）」（以下「支援事業」という。）を国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）において実施することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本学における支援事業の実施は、次世代AI分野（AI分野及びAI分野における新興・融合領域）の研究開発に取り組もうとする優秀な博士後期課程学生に対し、研究奨励費及び研究費を支給するとともに、キャリア開発・育成コンテンツの提供等の支援を一体的に推進することを目的とする。

(設置)

第3条 本学における支援事業を実施するため、次世代 AI 人材育成事業統括（以下「事業統括」という。）を置く。

2 事業統括の下に、電通大次世代AI人材育成プログラムを実施するため、次世代AI人材育成チームを置く。

(事業統括)

第4条 事業統括は、次世代AI人材育成プログラムの運営責任者として、本学の教授のうちから学長が任命する。

2 事業統括は、次世代AI分野の研究開発に取り組もうとする優秀な博士後期課程学生の選抜並びに当該博士後期課程学生が主体的に自らの研究を行い得る研究環境及び多様なキャリアパスの形成に向けた支援の提供を実施し、次世代AI分野における高度な専門性と研究遂行能力を持った研究者の育成を推進するものとする。

3 事業統括の任期は、任命の日から次世代AI人材育成プログラムの実施期間終了日までとする。

4 事業統括の任期中やむを得ない事由により、その任務継続が困難な状況となったときは、学長の指名する理事がその任務を臨時代行するとともに、事後の対応について学長は関係機関と協議を行うものとする。

(次世代AI人材育成チーム)

第5条 次世代AI人材育成チーム（以下「人材育成チーム」という。）は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) チーム長

(2) 副チーム長 若干人

(3) チーム員

2 人材育成チームは、別に定めるところにより次世代AI人材育成プログラムに係る業務を処理する。

3 チーム長は、人材育成チームの業務を掌理するものとし、事業統括をもって充てる。

- 4 副チーム長は、チーム員のうちからチーム長が指名する。
- 5 副チーム長は、チーム長を補佐し、チーム長に事故あるときはその職務を代理する。
- 6 チーム員は、本学の職員のうちから、学長と協議のうえチーム長が選出する。
- 7 チーム員は、別に定めるところにより、人材育成チームの業務をそれぞれ分掌する。
- 8 前各項のほか、人材育成チームを支援するため、必要に応じて研究支援者、非常勤職員その他の職員を置くことができる。

(AI人材育成委員会)

第6条 AI人材育成委員会（以下「委員会」という。）は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 事業統括
 - (2) 学長が指名する理事
 - (3) 次世代研究者挑戦的研究プログラム事業統括
 - (4) 事業統括が指名するチーム員
 - (5) その他委員会が必要と認めた者
- 2 委員会は、次に掲げる事項について総括的な審議を行うほか、必要に応じて、事業統括に対して支援し及び助言するものとする。
 - (1) 人材育成チームの構成に関する事
 - (2) 次世代AI人材育成プログラムへの応募要件に関する事
 - (3) 採用候補者の募集及び事業広報の企画立案に関する事
 - (4) 採用候補者の審査、その項目及び評価基準に関する事
 - (5) その他次世代AI人材育成プログラムに関する企画立案に関する事
 - 3 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選出する。
 - 4 委員長は、会議を招集し、その議長となる。ただし、委員長が選出されるまでは、事業統括がこれを召集し、その議長となるものとする。
 - 5 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。
 - 6 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 7 委員長は、必要に応じて、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。
 - 8 前各項のほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(学内規程の準用)

第7条 電気通信大学次世代研究者挑戦的研究プログラム事業規程(以下「規程」という。)

第11条、第12条（第4項及び第5項を除く。）、第13条、第14条、第15条（第1項第8号を除く。）、第16条から第18条までの規定は、電気通信大学次世代AI人材育成プログラムの実施に準用する。この場合において、これらの規定中「次世代研究者挑戦的研究プログラム」とあるのは「次世代AI人材育成プログラム」と、「事業統括委員会」とあるのは「次世代AI人材育成委員会」と、「次世代研究員」とあるのは「次世代AI研究員」と、「研究奨励費」とあるのは「研究奨励費及び」と、「研究費及び活動費」とあるのは「研究費」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規程の各条号中同表の右欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる 規程の条号	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条第3項	18万3,750円	29万円
第12条第6項	120万円	42万円
第12条第7項	博士育成システム推進室	研究推進課博士育成支援室
第15条第1項 第2号	第2条各号に規定する	次世代AI人材育成チームが指定する
第15条第2項	博士育成システム推進室	次世代AI人材育成チーム

(雑則)

第8条 次世代AI人材育成プログラムの実施に関し必要な事項は、この要項に定めるもののほか、委員会の議を経て、学長が定める。

附 則

- 1 この要項は、令和6年6月21日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 第4条第3項に規定する次世代AI人材育成プログラムの実施期間終了日は、令和11年3月31日とする。